

道路位置指定申請要領

1 事前相談要領

事前相談は、正1通として、下記に掲げる必要書類を添付のうえ提出すること。

- (1) 事前相談書
 - ・ 位置指定事業を行おうとする区域全体の地名、地番及び地目を記入すること。
- (2) 位置図
 - ・ 位置指定事業を行おうとする区域を明示すること。
- (3) 土地利用計画平面図
 - ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 位置指定区域境界線
 - 接続道路の種類、名称、幅員
 - 指定道路の位置、形状、幅員、延長
 - すみ切寸法、転回広場寸法
 - 宅地の区画面積

2 事前審査申請要領

申請書類は、正1通、副1通、各課協議用10部程度（正副提出後、改めて、各課協議の必要部数と関係課ごとの必要書類を連絡します。）として、下記に掲げる図面等必要書類を添付すること。

- (1) 事前審査申請書
 - ・ 申請者（事業者）は、指定道路を築造する者とする。代理人の連絡先電話番号を備考欄に記入すること。
- (2) 設計説明書
 - ・ 公共施設の整備計画の説明書には、道路、下水道、水路、消防水利施設等の都市計画法第4条第14項に定める公共施設について記入すること。また、下水道の延長は区域内外に分けて記入すること。
 - ・ 公共施設の整備計画の説明書における管理者欄及び用地の帰属欄は必ず記載すること。
- (3) 委任状
 - ・ 訂正等を個人印で行う場合、代理者は個人名とすること。
- (4) 関係権利者一覧表
 - ・ 位置指定区域、隣接地及び接続道路の地名地番、地目、地積、権利者名（甲区・乙区等に記載の全ての権利者）、住所（隣接地を除く）を記入すること。
 - ・ 接続先道路が私道の場合は、公道までの接続道路の権利者全てについても記入すること。
 - ・ 隣接地が里道、水路、道路等の場合は、さらにその隣接地の権利者について

記入すること。

(5) 協議・説明結果報告書（写し）、施行同意書（写し）及び私道への接続同意書（写し）

- ・ (4)の一覧表と同一順序で、協議・説明結果報告書を添付すること。*1
- ・ 位置指定区域内権利者の施行同意書を添付すること。*1*2*3
- ・ 私道に指定道路を接続する場合は、私道の権利者の同意書を添付すること。*1*2
- ・ 民地への雨水排水（擁壁の水抜きを含む）がある場合は、当該民地権利者への説明、協議を十分に行うこと。
- ・ 隣接地が里道、水路、道路等の場合は、さらにその隣接地の権利者に説明、協議すること。

※1 原本は本申請に添付

※2 甲区・乙区等に記載の全ての権利者分を添付

※3 位置指定区域内に建物がある場合は、その権利者分を添付

(6) 土地及び建物登記事項証明書

- ・ 位置指定区域内全体についての土地及び建物登記事項証明書を添付すること。
- ・ 接続先道路が私道の場合は、接続道路の登記事項証明書（要約書でも可）を添付すること。
- ・ 証明書は申請日3か月以内のものとする。

(7) 位置図

- ・ 縮尺 1/2500 とし、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 位置指定区域とその位置（「申請地」と明記し、区域を赤線で囲うこと。）
 - 位置指定区域において排水される雨水等の流末、河川への経路（経路状況は、水色で着色すること。）

(8) 公図

- ・ 位置指定区域を赤線で囲い、区域内を緑色で着色すること。
- ・ 地番、地目、所有者名を記入すること。
- ・ 水路は水色、里道は赤色で着色すること。
- ・ 接続先道路が私道の場合は、接続道路を茶色で着色するとともに、その位置、地番、地目、所有者名も記入すること。

(9) 現況図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 位置指定区域境界線（赤色で示すこと。他図面に同じ。）
 - 位置指定区域内及び隣接地の地名地番、地目、所有者名、形状

(水路等は水色で着色すること。)

(10) 土地利用計画平面図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。施設ごとに着色し、凡例を設けること。
 - 方位
 - 位置指定区域境界線
 - 接続道路の種類、名称、幅員
 - 指定道路の位置、形状、幅員、勾配、延長及び総延長
 - すみ切寸法、転回広場寸法
 - その他公益施設の位置、形状
 - 道路位置指定標識の設置位置
 - 一区画ごとの宅地面積（路地状敷地の場合は、その延長と接道長さを記入）
 - 都市計画法（都市計画施設界、用途地域界等）、河川法等の規制区域の範囲

(11) 造成計画平面図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 位置指定区域境界線
 - 切土（黄色）、盛土（赤色）の区別
 - 構造物の位置、形状（各構造物は構造図と対照できるようにすること。）
 - 指定道路の位置、形状、幅員、勾配、延長、計画高さ
 - 道路、宅地の縦横断の位置、記号
 - 宅地の計画高さ

(12) 造成計画断面図

- ・ 縮尺 1/100 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 現況断面
 - 計画断面（太線で明記すること。）
 - 地盤高（基準高を明記すること。）
 - 切土、盛土の色別（切土は黄色、盛土は赤色で着色すること。）
 - 構造物（擁壁の見え高等記入）
 - 官民境界線（緑色で記入すること。）
 - 位置指定区域境界線

(13) 雨水排水計画平面図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位

- 位置指定区域境界線
 - 指定道路の位置、形状、幅員、勾配、延長、計画高さ
 - 雨水排水施設の位置、種類、延長、勾配、排水方向、グレーチング位置
 - 雨水排水施設は構造図と対照できるようにすること。
 - 流域面積
 - 水理計算の検討点
- (14) 汚水排水・給水・ガス供給計画平面図（土地利用計画図と兼ねてもよい。）
- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 位置指定区域境界線
 - 指定道路の位置、形状、幅員、勾配、延長、計画高さ
 - 上下水道、ガス施設の位置、延長、勾配、管径（下水道は区域内外延長を記入すること。）
- (15) 道路横断面図
- ・ 縮尺 1/50 以上で作成し、擁壁や側溝等を含めた全幅員、道路幅員、側溝等の寸法、勾配、舗装構造等を明記すること。
 - ・ 路盤厚さ及び舗装厚さの検討を記入すること。
- (16) 縦断面図（道路、下水道）
- ・ 鉛直縮尺 1/100、水平縮尺 1/250 程度とすること。
- (17) 構造図
- ・ 縮尺 1/50 以上で作成すること。
 - ・ 位置指定区域内の全ての擁壁、雨水排水施設等の構造物について、造成計画平面図及び雨水排水計画平面図と対照できるよう作成すること。
 - ・ 擁壁等の寸法、材料の種類、配筋寸法、必要地耐力等必要事項を記載すること。
 - ・ 擁壁、道路側溝等の構造物について二次製品を使用する場合は、カタログを添付すること。
 - ・ 見え高 1 m 以上の擁壁は、宅造認定品を用いる場合を除き、構造計算書を添付すること。宅造認定品の場合は証明書の写し等を添付すること。
 - ・ 下水道構造図を添付すること。
- (18) 求積図
- ・ 縮尺 1/250 以上で作成すること。
 - ・ 土地利用の項目ごとの合計面積を記入すること。
 - ・ 平均宅地面積、最小宅地面積を記入すること。
- (19) 水理計算書
- ・ 位置指定区域内の検討点ごとの水理計算書を添付すること。

(20) その他書類

- ・ 官民境界確定書の写し（里道、水路、河川、道路等）
- ・ 都市計画施設、用途地域界の証明書写し
- ・ 許可書の写し（道路法、河川法、農地法、宅造法等に基づく許可書）
- ・ 工作物確認済証の写し
- ・ その他

※関係課協議について

- ・ 事業計画について、関係法令を所管する課や公共施設を管理する課とあらかじめ協議を行うこと。
- ・ 各課との協議は様式アを作成し処理すること。
- ・ 全ての協議が終わった際には、様式イにより報告すること。また、協議結果を一覧表にまとめて提出すること。（必要に応じ、協議において使用した資料等を添付すること。）

3 工事検査実施要領

- (1) 道路位置指定にかかる工事が完了したときには、事業者は工事完了届を提出し、検査を受けること。
- (2) 検査は事業者が準備した関係図書の審査及び事業者の立会いの下、現地での目視及び計測により実施する。特に道路延長については、計測ができるよう道路中心線の測点をあらかじめ明示しておくこと。
- (3) 施設管理者等の検査は別途受検すること。
- (4) 工事完了届に次の書類を添付すること。
 - ① 工事写真
 - ② 確定測量図
 - ③ 施工管理及び品質管理に関する資料
- (5) 工事写真は、次の種類とすること。
 - ① 着手前及び完成写真
 - ② 施工状況写真
 - ③ 材料検収写真
 - ④ 品質管理写真
 - ⑤ 出来形管理写真
 - ⑥ その他
- (6) 写真撮影は、「大津市開発事業等工事写真整備要領」に準拠する他、道路の路床の状況、路盤及び舗装厚さの状況、舗装の施工状況等が確認できるように撮影すること。

(7) 施工管理及び品質管理に関する資料として次のものを添付すること。

① 道路舗装関係

- ・ 路床試験（CBR 試験）結果
- ・ 舗装及び路盤の現場密度試験結果 等

② 擁壁関係

- ・ 地盤の地耐力試験結果（図面上に試験箇所を明示すること。）
- ・ 三軸圧縮試験結果 等

③ その他

- ・ 表層改良又は柱状改良等を行った場合は、写真等による工事状況の報告に加え、六価クロム濃度がわかる資料を添付すること。また、擁壁等の支持地盤の改良を行った場合は、改良の検討資料を添付すること。

4 道路位置指定本申請要領

申請書類は、正1通、副1通とし、下記に掲げる図面等必要書類を添付すること。

(1) 申請書（条例施行細則様式第6号）

- ・ 申請地は位置指定を受けようとする道路の地名・地番とすること。

(2) 委任状

- ・ 訂正等を個人印で行う場合、代理者は個人名とすること。

(3) 付近見取図

- ・ 事前審査申請要領の「位置図」に準じて作成し、指定道路のみを黄色で着色し、宅地を含んだ区域全体を赤線で囲うこと。

(4) 印鑑証明書

- ・ 指定道路の所有権、賃借権、地役権、抵当権等及び仮登記の権利を有する者並びに申請者の印鑑証明書を添付すること。
- ・ 権利者が法人の場合は資格証明書を併せて添付すること。
- ・ 証明書の日付は申請日前3か月以内の原本であること。

(5) 関係権利者一覧表

- ・ 位置指定区域、隣接地及び接続道路の地名地番、地目、地積、権利者名（甲区・乙区等に記載の全ての権利者）、住所（隣接地を除く）を記入すること。
- ・ 接続先道路が私道の場合は、公道までの接続道路の権利者全てについても記入すること。
- ・ 隣接地が里道、水路、道路等の場合は、さらにその隣接地の権利者について記入すること。

(6) 土地登記事項証明書

- ・ 指定道路部分の土地登記事項証明書を添付すること。（宅地は不要）
- ・ 指定道路部分は地目を公衆用道路とし分筆されていること。

- ・ 証明書の日付は申請日前 3 か月以内の原本であること。
 - ・ 接続先道路が私道の場合は、公道までの接続道路全ての登記事項証明書（要約書でも可）を添付すること。
- (7) 地積測量図
- ・ 法務局備え付けの地積測量図を取得して、その原本を添付すること。
 - ・ 指定道路に法定外公共物等が含まれるときは、その部分の測量図を添付すること。
- (8) 公図
- ・ 指定道路及び位置指定区域内の宅地について、申請日 3 か月以内の原本を添付すること。
 - ・ 指定道路は黄色、水路は水色、里道は赤色で着色し、位置指定区域を赤線で囲って明示すること。（着色した写しを別途添付しても可）
 - ・ 接続先道路が私道の場合は、接続道路を茶色で着色し、その位置を明示すること。
- (9) 協議・説明結果報告書、施行同意書及び私道への接続同意書
- ・ 事前審査申請時の原本を添付すること。
- (10) 道路管理者承諾書
- ・ 指定道路の地番並びに道路を管理する者の住所及び氏名を記載し、承諾印（実印）を捺印すること。
 - ・ 管理者が変更される予定のある時は、その旨記載すること。
- (11) 関係課意見協議結果一覧表
- ・ 事前審査申請時の関係課意見措置事項についての一覧表を添付すること。
- (12) 道路位置指定に関する工事の検査済証（写し）（様式第 10 号）
- ・ 宅地造成に関する工事の検査済証、擁壁の検査済証の写し等も添付すること。
- (13) 指定道路図
- ・ 指定道路図には、下記事項を記載し、記名すること。
 - ・ 図面は、長期間の保存に耐える丈夫な用紙を用い、保存袋へ入れること。（正本に原図と写し、副本に写しを入れること。）
- (ア) 付近見取図（縮尺 1/2500）
- ・ 方位、道路、鉄道、河川、近隣の建物及び申請地付近の目標となる建築物名を記入すること。
 - ・ 指定道路、位置指定区域（赤色で囲う。）及び宅地割りを明記し、指定道路のみを黄色で着色し、「申請地」と明記すること。排水される雨水等の流末、河川への経路を水色で着色すること。
 - ・ 申請地（指定道路）の地名地番を明記すること。
- (イ) 公図
- ・ 方位、水路（水色で着色）、里道（赤色で着色）、指定道路（黄色で着色）、位置指定区域（赤色で囲う。）、申請地付近の分筆構成図を記入すること。

- ・ 接続先道路が私道の場合は、接続道路を茶色で着色し、その位置を明示すること。
- ・ 法務局の写し取り年月日及び転写責任者を記名すること。

(ウ) 平面図

- ・ 縮尺 1/250 を原則とし、次の事項を記入すること。
 - 地番境界、地番、隣接地番、方位
 - 位置指定区域（赤線で囲って明示すること。）
 - 指定道路の位置（黄色で着色）、延長（総延長も記入）、幅員、勾配、すみ切寸法、転回広場寸法
 - 宅地割図及び宅地別の宅地面積（路地状敷地の場合は、その延長と接道長さを記入）
 - 道路擁壁その他道路構造物の位置、種類、延長
 - 公共水路までの排水施設の位置、種類、延長、勾配、排水方向、グレーチングの設置位置
 - 接続道路の種類、名称及び幅員
 - 道路位置指定標識の設置位置
 - 都市計画施設界、用途地域界等
- ・ 道路構造物、雨水排水施設等については、その他断面図と対照できるようにすること。

(エ) 道路断面図

- ・ 縮尺 1/50 程度として、道路幅員、側溝等の寸法、勾配、舗装構造を記入すること。

(オ) 構造図

- ・ 縮尺 1/30 程度として、擁壁その他道路を構成する主な構造物及び雨水排水施設の断面図及び寸法を記入し、平面図と対照できるようにすること。

(カ) 求積図

- ・ 縮尺 1/250 を原則として、土地利用の項目ごとの合計面積を記入し、宅地は平均面積、最小面積を記入すること。

(キ) 承諾書（図面記入）

- ・ 図面右欄に、承諾日、指定道路の権利者（(4)に掲げる権利者）の権利を有する土地の地名地番、権利の別、住所及び氏名並びに申請者の住所及び氏名を記載し、権利者、申請者双方の承諾印（実印）を捺印すること。

(14) その他

- ・ 必要に応じて下記の書類を添付すること。
 - 他法令の許可書等の写し（占有許可書等）
 - 官民境界確定書の写し
 - 都市計画施設界、用途地域界の証明書の写し
 - その他